

森井裕一（編）『ヨーロッパの政治経済・入門』（有斐閣、2012年）

第9章 戸澤英典執筆

第 II 部

ヨーロッパ統合と  
EU

表A EU 関連略年表

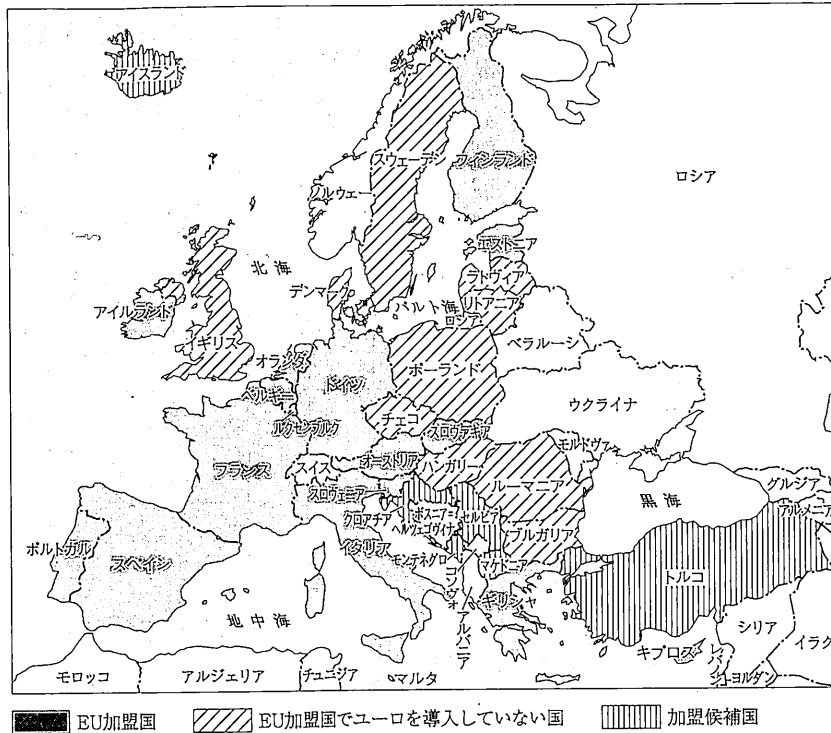
年月	事項
1949年4月	北大西洋条約機構 (NATO) 調印。
49年5月	欧州評議会 (CE) 発足。
50年5月	シューマン・プラン発表。
51年4月	欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 条約調印 (フランス, ドイツ, イタリア, ベルギー, オランダ, ルクセンブルク)。
52年5月	欧州防衛共同体条約 (EDC) 署名 (→発効せず)。
7月	欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 条約 (パリ条約) 発効。
58年1月	欧州経済共同体 (EEC) 条約 (ローマ条約), 欧州原子力共同体 (EURATOM) 発効。
66年1月	「ルクセンブルクの妥協」。
67年7月	3 共同体融合条約発効, 欧州共同体 (EC) 発足。
73年1月	イギリス, アイルランド, デンマークが EC 加盟 (第1次拡大)。
79年3月	欧州通貨制度 (EMS) 発足。
6月	欧州議会直接選挙実施 (以後5年ごと)。
81年1月	ギリシャが EC 加盟 (第2次拡大)。
85年6月	シェンゲン協定調印。
86年1月	スペイン, ポルトガルが EC 加盟 (第3次拡大)。
87年7月	単一欧州議定書 (SEA) 発効。
90年10月	ドイツ統一。
93年6月	コペンハーゲン基準 (拡大の原則と基準) を決定。
11月	欧州連合 (EU) 条約 (もしくはマーストリヒト条約) 発効。
95年1月	オーストリア, スウェーデン, フィンランドが EU 加盟 (第4次拡大)。
11月	欧州地中海パートナーシップ (バルセロナ・プロセス) 開始。
96年1月	EU・トルコ関税同盟開始。
97年7月	欧州委員会が EU 拡大の方針「アジェンダ2000」を発表。
99年1月	ユーロ導入 (11カ国体制, 現金通貨の流通は2002年1月から)。
5月	アムステルダム条約 (EU 条約を改正する条約) 発効。
2000年6月	フェイラ欧州理事会で西バルカン諸国が「潜在的加盟候補国」と位置づけられる。
02年7月	ECSC 条約 50 年を経て終了 (機能は EC へ移行)。
03年2月	ニース条約 (EU 条約を改正する条約) 発効。
12月	欧州安全保障戦略 (ソラナ・ペーパー) 発表。
04年5月	エストニア, ラトヴィア, リトアニア, ポーランド, チェコ, スロヴァキア, ハンガリー, スロヴェニア, マルタ, キプロスが EU 加盟 (25カ国体制)。
10月	欧州憲法条約署名 (ローマ) (→発効せず)。
05年10月	トルコとクロアチアが EU 加盟交渉開始。
07年4月	ルーマニアとブルガリアが EU 加盟 (27カ国体制。2004年の拡大とあわせて, 第5次拡大)。
09年5月	イースタン・パートナーシップ (EaP) 開始。
12月	リスボン条約 (EU 条約を改正する条約) 発効。
10年12月	欧州対外行動庁 (EEAS) 発足。
11年6月	西欧同盟 (WEU) 終了 (機能は EU の共通安全保障・防衛政策へ移行)。

表B EU 構成諸国の基本データ (政治編)

国名	人口 (万人)	EU内 人口比 (%)	GDP (10億 ユーロ)	理事会 票数	欧州議会議席 配分数 (移行措置 2014年まで)	欧州議会議席 配分数 (本則2014年~)	欧州議会 1議席当 たり人口 (万人)
ドイツ	8,180	16.32	2,499	29	99	96	85.2
フランス	6,472	12.92	1,933	29	74	74	87.5
イギリス	6,203	12.38	1,695	29	73	73	85.0
イタリア	6,034	12.04	1,549	29	73	73	82.7
スペイン	4,599	9.18	1,063	27	54	54	85.2
ポーランド	3,817	7.62	354	27	51	51	74.8
ルーマニア	2,146	4.28	122	14	33	33	65.0
オランダ	1,657	3.31	591	13	26	26	63.7
ギリシャ	1,131	2.26	230	12	22	22	51.4
ベルギー	1,084	2.16	352	12	22	22	49.3
ポルトガル	1,064	2.12	173	12	22	22	48.4
チェコ	1,051	2.10	145	12	22	22	47.8
ハンガリー	1,001	2.00	98	12	22	22	45.5
スウェーデン	934	1.86	346	10	20	20	46.7
オーストリア	838	1.67	284	10	19	19	44.1
ブルガリア	756	1.51	36	10	18	18	42.0
デンマーク	553	1.10	234	7	13	13	42.5
スロヴァキア	542	1.08	66	7	13	13	41.7
フィンランド	535	1.07	180	7	13	13	41.2
アイルランド	447	0.89	154	7	12	12	37.3
リトアニア	333	0.66	27	7	12	12	27.8
ラトヴィア	225	0.45	18	4	9	9	25.0
スロヴェニア	205	0.41	36	4	8	8	25.6
エストニア	134	0.27	15	4	6	6	22.3
キプロス	80	0.16	17	4	6	6	13.3
ルクセンブルク	50	0.10	42	4	6	6	8.3
マルタ	41	0.08	6	3	6	6	6.8
合計	50,112	100.00	12,268	345	754	751	—

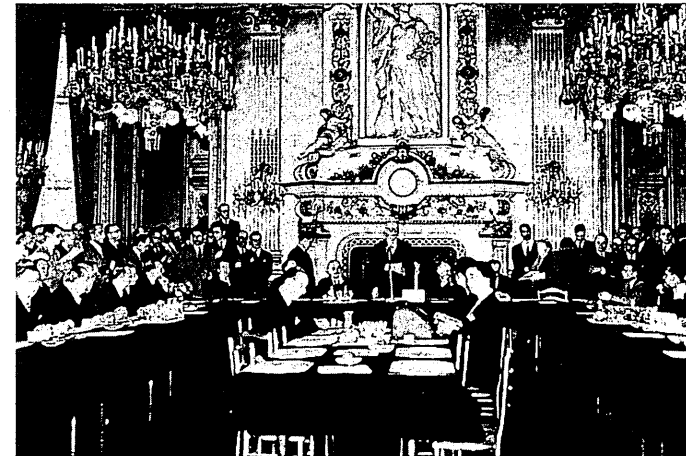
【出典】 リスボン条約。人口・GDPは第11章(表11-1)のデータを利用。

図A ヨーロッパ統合と通貨統合の現状



# 第9章

## ヨーロッパ統合の歴史



① 1950年5月9日、フランス外務省の時計の間でフランスと西ドイツの石炭と鉄鋼産業を国際共同管理下に置く提案を声明するシューマン仏外相。この「シューマン宣言」に基づき、ECSCが創設され、現在のEUへと発展するきっかけとなった（5月9日は「ヨーロッパ・デー」として祝われている）。(dpa/PANA)

中世にまで遡るヨーロッパ統合の思想は、第一次世界大戦以後に現実政治の動きとなり、20世紀後半にはEUを中心に世界政治上の注目すべき事象として展開した。だが、現在のEUが困難に直面していることが如実に示すように、主権国家からEUへという単線的な制度発展の見方は妥当しないようである。この章では、さまざまなヨーロッパ統合の流れが輻輳してEUを中心とする独特の政体へと向かっていくダイナミズムを歴史的に叙述する。

## 1 前 史

### 「ヨーロッパ」と「統合」

ユーラシア大陸の西端である「ヨーロッパ」が、ギリシャ神話の女神エウロペの誘拐にその地名の語源をもつという説は広く知られている。しかし、イスラム教徒に侵攻を受けた8世紀ごろの短い時期を除けば、「ヨーロッパ」という地名が人口に膾炙するようになったのは、ようやく14世紀のことだという。

同じ時期に「統合」という言葉の初期の使用も見られた。「統合」は、ラテン語で「完全」を意味する integrare に語源をもち、「完全」とは「キリスト教世界の統一」を意味した。近代国家が成立した14世紀に、その完全なるもの(金きもの)の回復をめざす思想としてヨーロッパ統合思想が芽生えた。フランスの法曹家デュボワは、教皇の権威の下での諸侯の結束と十字軍の再興を望み、また『神曲』で名高いダンテは、世俗権力に重心を置きながらも、教皇と皇帝の連帯の必要性を説いた。

その後、中世キリスト教世界の崩壊と世俗権力である近代国家の興隆が進展するにつれ、幾多の思想家がヨーロッパ統合を夢見るようになった。その動機にもさまざまなものがあり、例えばボヘミア王ボディエブラートはオスマン(トルコ)などの外敵への対抗に重点を置いたのに対し、ペンヤベラーズといったクエーカー教徒は宗教迫害に戦争の主要因を見出し宗派間の和解に重点を置く統合構想を打ち出した点で、両者は好対照をなしている。また、アンリ4世の側近シュリー公によるヨーロッパ統一の「大計画」は自国の覇権追求をその隠れた動機としていたこともよく知られている。

さらに、18世紀になると、「統合」という言葉には、数学の積分記号「 $\int$ 」(インテグラル)の用法のように、機能的な意味合いが加わった。より大きな経済空間を求めるサン=シモンの思想はこの時代の産物である。

フランス革命とナポレオン戦争によって、19世紀初めにはナショナリズムがヨーロッパ全土に広がった。現在の視点からは、ナショナリズムとヨーロッパ統合は矛盾するもののようにとらえられがちであるが、この時代には両者の共存を模索する構想の方がむしろ主流であった。例えば、青年イタリア運動を

興してイタリア統一に力を尽くしたマッツイーニは、同時に「青年ヨーロッパ」を結成してヨーロッパ諸国民の連帯によってメッテルニヒの神聖同盟(君主連合)に対抗することをめざしていた。

こうした多様な動機は現在のヨーロッパ統合においても共通するものがあり、統合思想の淵源は、話者の意図や機会に応じて異なるかたちで呼び覚まされるものである。

しかし、そうしたヨーロッパ統合の構想は知識人の書齋を出ないものであり、現実にヨーロッパ統一への動きが起こったときには、ルイ14世やナポレオンらが試みたように軍事力による帝国形成の形態をとった。自発的かつ平和的な手段による統合が現実政治の課題になるには、第一次世界大戦によってヨーロッパ人の精神世界が根本から覆されるのを待たなければならなかったのである。

### 第一次世界大戦の惨禍——ヨーロッパの「自殺」と再生への試み

第一次世界大戦は「ヨーロッパの自殺」とも評される。

当初、短期の局地戦で終わるだろうと誰もが思っていた戦いは、レマルクの小説『西部戦線異状なし』が描くようないつ果てるともしれない悲惨な塹壕戦に陥った。機関銃や毒ガス、装甲車などの新たなテクノロジーは戦争の性格を一変させ、「古き良き時代」の騎士道精神は過去の遺物と化していった。

この大戦によりドイツ、オーストリア=ハンガリー、ロシア、オスマンという4つの帝国が減じた。また、アメリカの参戦によって決着がついたことは、ヨーロッパが世界の中心であった時代の終焉を雄弁に物語っていた。さらに、ロシア革命によるソヴィエト連邦の成立とその後のコミンテルンの結成によって、共産主義革命の脅威がいつそう強まっていた。

こうして第一次大戦は、ヨーロッパ人の精神にフランス革命以来の大きな衝撃を与え、文明論の形態をとったシュペングラーの『西洋の没落』が貪るように読まれた。「失われた世代」は反戦を訴え、大戦の惨禍の生々しい記憶は厭戦気分を充満させるに十分であった。

だが、第一次大戦の戦後処理は多くの禍根を残すものであった。「中央ヨーロッパの民族的な複雑さをほとんど理解していない政治家」というレッテルすら貼られるウィルソン米大統領の14カ条、とりわけ「民族自決」の原則と国

Column⑨ クーデンホーフ=カレルギー伯爵とパン・ヨーロッパ運動

ヨーロッパ統合の「建国の父たち」の中で、日本で最も有名な人物はクーデンホーフ=カレルギーであろう。その思想は鳩山一郎の友愛運動に引き継がれ、最近の鳩山由紀夫政権でも再び光が当たることとなった。

リヒャルト・クーデンホーフ=カレルギー伯爵（1894-1972）は、オーストリアの外交官だったハインリッヒと日本人の青山光子（MITSUKO）との間に生まれた。MITSUKOが大衆文化にもよく取り上げられる影響もあって日本ではよく知られている。対照的に今日のヨーロッパでは「忘却」された観があるが、その理由を考えるとEUの本質を考えるうえで興味深い。

パン・ヨーロッパ運動の最盛期は1920年代だったが、ナチスに追われ亡命していたアメリカから第二次大戦後に戻ったクーデンホーフ=カレルギーは苦難の道を歩んだ。それでもなお、戦後も一定の影響をもっていた。EUのシンボルともなった「ヨーロッパの旗」や「ヨーロッパの歌」（『歓喜の歌』）は、もともとはクーデンホーフ=カレルギーの尽力により欧州評議会（CE）の場で生まれたものである。しかし、1972年の死去後にはEUの文脈からその功績は次第に「忘却」され、その再評価は冷戦の終焉によって、中東欧地域の統合の伝統が氷室から解凍され再浮上する時期を待たなければならなかったのである。

境線の引き直しは、大陸ヨーロッパに緊張をもたらした。それまでの有機的な社会・経済的つながりを政治的に分断するかたちでハプスブルク帝国を解体し新興国を独立させた結果、その多くが政治・経済的に不安定な状況に陥った。敗戦国に対して懲罰的な内容をもつヴェルサイユ条約による賠償の負担もあり、ドイツやオーストリアでは国内政治の緊張が特に高まった。

こうした大陸ヨーロッパの国際・国内政治上の危機を克服する処方箋の一つとして、ヨーロッパ広域秩序再編構想が現れた。早くも大戦中の1915年にはドイツの政治家ナウマンがその著作『中欧論 (Mitteleuropa)』によってドイツを中心とする広域経済圏構想を打ち出し、ドイツ語圏を中心に大きな影響を与えた。こうした広域秩序再編構想には、「民族自決」によって寸断された中東欧地域の社会・経済関係の「再統合」を図り、それによって域内の平和とヨーロッパの世界的地位の維持を模索する方向性が共通していた。

ヨーロッパ統合運動を現実外交の場に上らせることに初めて成功したクーデ

ンホーフ=カレルギーの思想も、こうしたヨーロッパの時代精神によって形作られたものである。クーデンホーフ=カレルギーは1923年に出版された『パン・ヨーロッパ』によって華々しくヨーロッパ文壇にデビューすると、自らパン・ヨーロッパ運動を組織した。1929年9月には同運動の名誉総裁に推戴されていた仏首相ブリアンが国際連盟総会場で「欧州連邦秩序構想」の演説を行い、その実現も遠からぬ日のこととすら思われたのである。

だが、ブリアンの良き理解者であったドイツ外相シュトレゼマンが折り悪しく死去し、ニューヨーク証券取引所での株価大暴落に端を発する世界大恐慌の影響から各国の保護主義が強まったこともあって、このブリアン提案は頓挫した。

その後、大恐慌の影響に喘いだ列強はブロック経済化への道を歩んだ。ヴェルサイユ体制に対する修正主義が高まったドイツでヒトラー率いるナチスが政権に就くと、ヨーロッパでは第二次世界大戦への突入が不可避となった。

#### 第二次世界大戦からアメリカ主導の「統合」へ（1943-50年）

国民国家の最小限の義務が対内的・対外的な安全保障を国民に対して提供することだとすれば、第二次世界大戦の勃発とその戦争による被害は、あまりに明白にヨーロッパの国民国家の限界を露呈するものだった。また、主権国家体系を前提とするかぎり、三国協商や三国同盟といった従前の同盟体制を形成しても、戦争の抑止には限界をもつことも明らかとなった。

レジスタンス運動や亡命者の間では、多くの連邦主義的な欧州戦後体制の構想が検討され、すでに戦中から各国の欧州主義者の間にはつながりが生まれていた。例えば、スピネッリやロッシらイタリアの政治犯が1941年7月に獄中で発した「ヴェントターネ宣言」は、1943年8月に欧州連邦主義運動（MFE）の結成をもたらした。

ナチスの記憶が生々しかった戦争直後には、そうした連邦ヨーロッパを一挙に実現する可能性が皆無だったとはいえない。だが、獄中や亡命先にあった戦前の指導者が復帰し、戦後復興を最優先に、まずは実際の行政を担う国家再建に取り組んだことから、連邦ヨーロッパは中長期的な課題とされた。

とはいえ、第二次大戦後の西欧政治には、国際的・国内的環境の変化から、



それ以前の主権国家体系には存在しなかった質的な変化が生じていた。国際的変化としては、イギリスの世界的地位が低下し、代わってアメリカが覇権国として登場した。この「アメリカによる平和 (Pax Americana)」とも称される西側の戦後秩序は、国際通貨基金 (IMF) と関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) を中心とする自由貿易体制が象徴するように、アメリカの描く理想像に基づくものであった。

また、米ソの冷戦が激化する中で、西欧は国内外の共産主義の脅威に対峙する必要があったが、戦争で疲弊し、そのうえ国王や政治家の責任問題や戦犯問題など、体制の正統性に弱点を抱える各国は、一国の力ではこの共産主義の脅威に対処できなかつた。

そこで、軍事・政治・経済における西欧の主権国家体系の再編が起こった (論者によっては、これを戦後第1期の「統合」と呼ぶ)。この時期の「統合」の特徴は、① (西欧に限らず) 全ヨーロッパを包含するかたちであったこと、② 政府間主義 (intergovernmentalism) に基づいていたこと、③ アングロサクソン (米英) 主導であったこと、の3つが挙げられる。

経済面では、アメリカが欧州復興のために供与したマーシャル・プランの施行に際してヨーロッパ側の援助受け入れ機関として欧州経済協力機構 (OEBC: 1961年より OECD) が1948年4月にパリに本部を置いて設立され、援助額配分の調整のために各国の統計収集や経済データの標準化を行い、これが後の経済統合の基盤を形作つた。軍事面では、この当時ソ連からの脅威のみではなくドイツの復活に対する恐怖が大きく、1948年には英仏ベネルクスの5カ国によりブリュッセル条約機構が設立され、これが後に東側陣営に対抗する「大西洋共同体」である北大西洋条約機構 (NATO) へと発展することとなった。

政治面の「統合」に関してはヨーロッパ独自の動きが見られた。チューリッヒ演説 (1946年) で「欧州合衆国」を打ち出したチャーチル英首相は、義息サンズに独自のヨーロッパ統合運動を組織させ、そのイニシアティブに基づき1949年5月にストラスブールに本部を置く欧州評議会 (CE) が創設された。CEは、現在でも人権擁護や文化交流の分野で独特の存在感を示し、統合ヨーロッパの理念的・規範的な枠組みを提供している。

## 2 「ヨーロッパ建設」から EC へ (1950年代～)

モネらの「ヨーロッパ建設」(1950年代)

1950年代以降、それ以前の「統合」とは質の異なるフランス主導の「ヨーロッパ建設」が進んだ。その中心となったのはコニャック商人出身で、経済官僚として戦時行政や第二次大戦後のフランスの近代化を推進したモネである。

1950年5月9日、シューマン仏外相は石炭・鉄鋼生産の欧州プール化構想 (シューマン・プラン) を公表した。このモネの起草したプランから生まれた欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) は、歴史上初めての超国家性をもつ組織となり、現在の欧州連合 (EU) の直接の前身となった。

1940年代には実現しなかつた超国家的な統合が、この時点で可能になった理由としては、①プランの起草者であるモネの存在、②シューマン、アデナウアー、デ・ガスペリという政治的な志向の似た保守派の指導者が仏独伊の外交をリードしたこと、③大陸諸国が、イギリスを切り離すかたちで統合の進展に踏み切つたこと、の3点がよく指摘される。

この3点に加えて、各国それぞれの国益が ECSC という主権のプール化という方法によってより良く追求しうる環境であった、ということが大きい。フランスは自国の近代化計画 (モネ・プラン) のために安価で良質な西ドイツのルール地方産出の石炭の確保を必要とし、西ドイツにとっては国際社会への一刻も早い復帰 (アデナウアー外交は「平等権」を悲願としていた) が至上命題であった。こうした国益と超国家性の共存を、経済史家のミルウォードは「国民国家のヨーロッパ的救済」と定式化しているが、この視点は以後の統合の深化に際しても常に有効なものである。

このフランス主導の「ヨーロッパ建設」は、テクノクラティック (技術官僚的) な性格にも特徴があった。モネの統合構想には実は目新しいところはなく、時勢に応じて具体的な方策をタイミングよく打ち出すところに彼の真骨頂があった。石炭・鉄鋼、原子力、共同市場……と実務的に成果を積み上げていくモネの手法 (「モネ・メソッド」) は、現在の EU にまで受け継がれるものだが、他方で民意との乖離という問題を孕むものでもあった。

ECSCは、史上初めての超国家機関とされ、これ以後、「統合」の制度が構想される際には、そのモデルとされるようになった。伝統的な国際機関は総会・理事会・事務局の三者構成をとるが、ECSCでは加盟国の石炭・鉄鋼生産を指導・調整・監督する高等機関と、これに対する異議申し立ての可能性を有する機関として閣僚理事会、共同総会、法院の3つが置かれる形式となった。

閣僚理事会は各国代表によるコントロールという考え方に基づくもので、共同総会は共同体全体の代表によるコントロールという異なる原理に基づくものである。その後、この四者構成は現在のEUに至るまで継承されているが、数多くの試行錯誤をとまなげながら徐々に変化を遂げることとなる（詳細については、第10章参照）。

1950年代の「ヨーロッパ建設」を時系列に沿ってたどろう。

ECSC条約の交渉時からすでに安全保障（防衛）の領域での「統合」は議論されていた。特に1950年6月の朝鮮戦争の勃発は、東西冷戦の激化がともに「熱い戦争」を引き起こしたとも認識され、西側陣営では西ドイツの軍事的な寄与が必要という認識が強まった。こうして、西ドイツがなんらかのかたちで再軍備をすることが不可避となっていく情勢を眼前に、フランスは、安全保障分野においてもECSCと同様の超国家的な統合によってドイツ再軍備を拘束する構想を提示した。「欧州軍」創設を目的としたプレヴァン・プランである。

だが、この構想は、時間に追われた現実性に乏しいもので、部隊編成や指揮命令系統における同郷者による組織化の必要性や言語の違いを考慮しないものだったことから、軍事関係者には「冗句」と受け取られた。プレヴァン・プランは欧州防衛共同体（EDC）条約として何とか結実したものの、第二次大戦後、10年と経っていない当時、ドイツ再軍備に対するフランス国民の拒否反応は著しく、結局、1954年8月30日にフランス国民議会によってEDC条約の批准は否決された。EDC条約には、「連邦主義」に熱意を見せるイタリアの強い意向を受けて、欧州政治共同体（EPC）条約が連動していたが、批准の失敗によって、EPCも流産した。これに失望したヨーロッパの連邦主義者らは、フランスによるEDC条約の批准否決を、可決の見通しのないまま投票に付したマンデス＝フランス首相による「8月30日の犯罪」と誹謗した。

しかし、EPCの方はともかく、EDC条約自体はNATOという基盤的な枠組

みの中で他の同盟国の警戒心を呼ぶことなく西ドイツの軍事的な寄与を果たすために構想されたもの（「欧州軍」はNATO指揮下に入ることになっていた）であるから、対独脅威に対する保証さえ与えられれば、その目的の達成のためにNATO以外の機関を必要とするわけではなかった。そうした了解が広く存在していたからこそ、EDC条約の流産によって暗礁に乗り上げた西欧の防衛問題は、イギリスが示した新たな解決策に基づき1年を経ずして、1955年5月に西ドイツがNATOに加盟し、同時にブリュッセル条約機構が西欧同盟（WEU）に改組されるというかたちで決着した。アメリカのヨーロッパにおける軍事的関与を保証するNATOと、潜在的な対独脅威をコントロールするためのWEUをセットにするかたちで西欧安全保障体制が成立したわけである。

他方、EDCおよびEPCの挫折に危機感を抱いた欧州主義者、とりわけベルギー外相のスパークをはじめとするベネルクスの指導者がイニシアティブをとり、55年6月にメッシーナでECSC 6カ国外相会議が開かれた。このメッシーナ会議での合意により設立されたスパーク委員会の報告に基づき、1957年3月に欧州経済共同体（EEC）と欧州原子力共同体（EAECもしくはEURATOM）を設立するローマ条約が調印された。

メッシーナ会議からローマ条約締結に至るプロセスはのちに「ヨーロッパの再始動（relance européenne）」と評価されたが、その背景にはヨーロッパをめぐる国際情勢の変化があった。第1に、植民地の独立の動きが強まり、宗主国たる西欧諸国には自らの経済領域を再編成する必要が生じてきたことがあった。第2に、米ソ超大国に対してヨーロッパの地位の低下が痛感されたことである。特に、1956年にエジプトのナセル大統領がスエズ運河国有化を一方的に宣言し、これに反発して介入した英仏両国軍が米ソの圧力で撤兵を余儀なくされたことは屈辱的であった。また同年のハンガリー動乱も、米ソ冷戦構造によってヨーロッパが単なる「客体」となっていることを強く意識させる事件であった。そこで、ヨーロッパの自立性を強めるために「小欧州」でのいっそうの統合が推進されたのである。

当時の連邦主義者は、この一連のECSC・EEC・EURATOMという統合の進展を、一挙に連邦を実現するのではなく一歩一歩近づいていく「アラカルト連邦主義」と自賛していた。同じ事象を分析してハースは、セクター別の超国

家的統合が他の政策領域にまで「波及 (spill-over)」し、漸進的に統合を深化させていくという「新機能主義 (Neo-functionalism)」を唱えた。この新機能主義は、後世の統合の理論的研究に大きな影響を与えた。特に、「波及」によって統合が深化する、という予言性が最大の魅力であった。

しかし、現実の欧州政治のネットワーク化は、超国家的統合に限られたわけではなかった。例えば、運輸政策の領域では、1950年代初頭に構想された欧州運輸共同体は実現することなく、1953年にOEECに併設された欧州運輸大臣会議 (ECMT) が西欧の最高調整機関となった。その後のスパーク委員会で統合構想は結実せず、ローマ条約には共通運輸政策が規定されたものの、実際の (E) EC では長らく不毛な政策領域となった。

他方で、フランス主導の「小欧州」の進展に対して、イギリスは政府間主義に基づく異なった「統合」オプションを唱え続けた。1956年10月には、①重複している諸機構を統一するような新機構の設立、②自由貿易圏 (FTA) の創設、の2点を骨子とする統合案 (Plan G) を提案した。このイギリス提案に基づいて、OEECの閣僚理事会は57年10月にモードリングを長とする政府間委員会を設置し、EEC条約と自由貿易圏構想の調和を図ることになった。

イギリスがEECのような関税同盟ではなく自由貿易圏を提唱した背景には、①域外諸国に対する共通関税を避けコモンウェルス (英連邦) の緊密な関係を維持する (特に農産物についてはFTAから除外することでコモンウェルスからの安い農産物の輸入を続けること)、②自国の工業製品については西ドイツをはじめEECの域内関税引き下げの恩恵を享受したい、③ヨーロッパ統合のイニシアティブをフランスから取り戻す、という思惑があった。イギリスの構想に対しては、北欧諸国はもとより、オランダや西ドイツからも賛成の意向が示された。しかし、政権復帰したド・ゴール仏大統領は、イギリスの構想を「共同体を自由貿易圏に吸収し、その結果として解消するもの」と拒否し、58年11月にモードリング委員会での交渉は決裂した。

イギリス、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、オーストリア、スイス、ポルトガルの7カ国は1960年1月にストックホルム条約を結び、1960年5月、欧州自由貿易連合 (EFTA) が発足した。ストックホルム条約は、44条の条文と7つの付則から成る簡素な条約であり、その組織も、①1年前の通知で脱退

可能、②年に2、3回の閣僚理事会を開く、③日常業務としては小さな事務局を置くジュネーヴにて常駐代表が週1回会合を開く、といった緩やかなものであった (Column⑥も参照のこと)。

ド・ゴールの登場から「静かなる革命」へ (1958-69年)

1950年代に史上初めて成立した超国家的な欧州諸機関では、加盟国との実際の権限配分の問題がかなり曖昧なまま残されていた。1960年代は、EECを中心とする経済統合の進展と同時に、加盟国の主権との緊張関係から次第に「超国家性」の内実が確定され、統合のネットワーク (超国家・国家・地方間の権限のバランス) に一定の均衡がもたらされた時期である。そして、フーシェ・プラン、イギリスの加盟申請に対する「ノン」、マラソン政治危機から「ルクセンブルクの妥協」へ…と続く1960年代のヨーロッパ統合をめぐる事件の主役は、常にド・ゴール仏大統領であった。

まず、1960年代初頭には、加盟国間の政治協力の制度化を図るフーシェ・プランが欧州外交の焦点となった。これは、政府間主義に基づく統合プランであり、全会一致制による定期首脳および外相協議、外交・防衛・通商・文化問題を扱う4つの常設委員会の設置などの内容をもつ「政治同盟」を目的としていた。

ド・ゴールに対しては、後の時代の評価で「ヨーロッパ統合の敵」という烙印を押されたことも多い。しかし、彼は独自の「統合」像をもった強固な「欧州主義者」であり、その点で欧州連邦主義者の多くとも共鳴する部分もっていた。EECの意思決定をめぐるハルシュタインEEC委員長と激しい争いを繰り広げた印象からすると意外な感じを受ける向きも多いが、ド・ゴールは、EECの共同市場自体は推進していた (第1章の関連項目を参照)。

異なるド・ゴール流のヨーロッパ統合像が如実に示されたのが、「政治同盟」をめざす1961-62年のフーシェ・プランである。しかし、特にベネルクス諸国 (小国) が、「諸祖国のヨーロッパ (Europe des Patries)」を唱えるド・ゴールの大国中心の欧州秩序構想 (端的には「フランス的なヨーロッパ」) を警戒したことから、このプランは流れた。だが、仏独間ではフーシェ・プランの骨子を2国間で実現すべく、1963年にエリゼ条約 (仏独友好条約) が調印された。このエ



リゼ条約が、その後のヨーロッパ統合の推進力となった仏独枢軸の制度的枠組みを提供している。

1960年代の第2の争点は、イギリスのEEC加盟問題である。1961年7月に、マクミラン保守党内閣が、シューマン・プラン以来のイギリスのヨーロッパ統合への方針を転換し、EEC加盟申請を表明した。自らイニシアティブをとったEFTAが発足して2年と経たない時期にイギリスがEEC加盟を申請したことは他国に驚きをもって迎えられた。このイギリスの政策転換の要因としては、コモンウェルス内の植民地独立ともなう経済圏再編の必要性、イギリス経済の相対的な不振、EECの着実な成果などもさることながら、とりわけ、ケネディ米政権がイギリスとの「(英米)特殊関係」を見直しEECをヨーロッパの柱として重視する姿勢を打ち出したことが大きかった。このイギリスのEEC加盟申請を受けて、イギリス経済との結び付きの強いデンマークとアイルランドは、同時にEECへの加盟申請の手続きをとった。また、他のEFTA諸国も追従の姿勢を見せ、EECの拡大が欧州外交の焦点となった。

当時のEEC委員会に多くの新規加盟交渉を並行して進める余力はなく、まずイギリスとの加盟交渉に全力が注がれた。しかし、交渉にあたったヒース英外相は国内の反対派を顧慮して、コモンウェルスに対する例外的な取り扱い等を求めて強硬な交渉姿勢を見せた。

コモンウェルスの結び付きを享受し、かつアメリカとの「特殊関係」を維持したままEEC加盟の恩恵をも受けようというイギリスに都合な方針は、結局のところド・ゴールの統合像とは相容れないものであった。1963年1月14日の「ド・ゴールの拒否権発動」として知られる有名な記者会見で、ド・ゴールはイギリスのEEC加盟を「時期尚早」として拒否した。この会見の直前に英米間で締結されたナッソー協定により、イギリスはNATO加盟国の中で唯一アメリカの核兵器の供与を受ける特権的な立場を享受することとなった。ド・ゴールの「ノン」は、このナッソー協定への応答でもあった。

その後、1967年に、今度はウィルソン労働党内閣が、EEC加盟申請を行った。この2度目の加盟申請もド・ゴールの拒否に遭い、ド・ゴール在職中はイギリスの加盟（さらには、その後続く他国へのEEC拡大）は不可能であることが確実になった。イギリス外交は、EFTAやNATO/WEUという別の枠組みの

活用に比重を移した。

1960年代のヨーロッパ統合をめぐる事件のハイライトは、1965年に起きた「マラソン政治危機」と翌年にこの非常事態を收拾した「ルクセンブルクの妥協」である。

EEC初代委員長ハルシュタインは、熱心な連邦主義者であり、経過措置の終わる1965年にEECの権限強化を図り、「ハルシュタイン・プラン」と呼ばれる野心的な提案を行った。このプランは、EEC委員会の財源の自立化、その民主的コントロールとして欧州議会による予算審議権、さらに共通農業政策(CAP)の3つをパッケージ・ディール(いくつかの問題を一括交渉して妥協を得やすくする方式)にしていた。それまでEECの財源は(通常の国際機関と同様に)加盟国の拠出金によるもので、閣僚理事会により予算をコントロールされていた。ハルシュタイン・プランは、EEC委員会と欧州議会をセットに加盟国に対するEECの権限強化を図るものであり、CAPを「人質」としたかたちとなっていた。

これに反発したフランスは、1965年6月から翌66年1月までの間、閣僚理事会をボイコットした。この8カ月にも及ぶ「マラソン政治危機」は、結果として、死活的な国益に関する事実上の拒否権を認める「ルクセンブルクの妥協」をもたらした。

こうして政治的には、超国家(国際レベル)一国家間の権限バランスに均衡がもたらされた。1967年には併合条約により、ECSC・EEC・EURATOMの3機関が一本化され欧州共同体(EC)となった。ECは、EEC条約に定められた予定よりも1年半早く68年7月1日に関税同盟を完成させ、同時に共通農業政策も始動した。この併合条約により、加盟国大使級から成る常駐代表委員会(COREPER)が初めて認知された。ECの制度が相当程度固まり、業務が量的に増大かつルーティン化していったこともあり、この加盟国とECを日常的に結ぶCOREPERというチャンネルの役割は次第に強まることとなった。

他方、経済統合はこの時期に着実に深化し、共同市場の成立は域内貿易の高率の拡大をもたらした。また、大衆消費社会の到来により、観光・移住・留学など人の移動やラジオ・テレビなどを通じた情報の流通が劇的に増加した。こうした域内交流の増大は、統合の基盤となるEC加盟国間の社会経済的な関係

を次第に変容させることになった。

そうしたヨーロッパ社会の基層的な変化が表面化した「1968」は、時代を画する象徴的な年号となった。この年の学生の反乱は、戦後世代が世界的に新しい価値観を共有し始めていることを示していた。特に西欧の思想や運動はリアルタイムで相互に影響を与え、各国でそのエネルギーを増幅した。この「1968」の年号を挟むように、前年には西ドイツで首相の座を去っていたアデナウアーが死去し、翌69年4月にはド・ゴールがエリゼ宮を去った。旧時代の指導者が去り、西欧は新たな時代に入った。

#### 危機の70年代——ヨーロッパ・デタント、通貨体制の動揺（1969-79年）

国民投票に敗れ辞任したド・ゴールの後を受けて、1969年6月フランスの大統領に就任したポンピドゥーは、ECの沈滞を打破するために首脳会議の開催を提案した。1969年12月にハーグで開催された首脳会議は、EECの12年間の過渡期が終了したことを宣言するとともに、1970年代の目標として「完成」「深化」「拡大」「政治協力」を打ち出した。このハーグ首脳会議が最初の欧州理事会（ECサミット）となり、1974年からはECの公式機関とされた。

この時期に首脳会議が制度化した背景には、ブランド西ドイツ首相が推進していた東方政策（Ostpolitik）があった。新東方政策は「接近による変化」（Wandel durch Annäherung）と定式化され、それ以前のハルシュタイン・ドクトリン（東ドイツを承認した国家とは外交関係を締結しないというハルシュタインが外務次官時に決定された西ドイツの外交方針）に代わり、外交関係を結ぶことによって東側の変化を促す方針であった。しかし、フランスをはじめ他の西欧諸国の間には、ドイツの独行への危惧も生じていた。そこで西ドイツを西欧統合の網の目にしっかり縛り付けておこうという動機が大きく作用し、首脳会議という新たな制度化へと進展したのである（制度化の質は異なるものの、ドイツ統一に際してEU条約もしくはマーストリヒト条約により一気に超国家性が強まったときにも同様の論理が作用することになる）。

他方、ECは1973年には第1次拡大によりイギリス、アイルランド、デンマークが新たに加盟し9カ国となり、79年には欧州議会議員の直接選挙の開始によって、その民主的正統性を高める努力がなされていた。とはいえ、1973

年の第1次石油危機以降の不況に喘ぐ各国は、統合のさらなる深化よりも、ネオ・コーポラティズム（政労使の協調体制により賃金抑制を行い良好な経済パフォーマンスの維持を図るもの）などの一国的解決策を選好していた。1975年12月に提出された「ティンデマンス報告」（政治統合推進の必要性を説き、EC市民権などの概念を打ち出す内容）が棚上げされたのは象徴的な事例である。

このように、「超国家性」への進展が見られず「停滞」した1970年代のヨーロッパ統合は、連邦主義者などにとっては「暗黒の時代」であった。別の言い方をすれば、70年代は超国家—国家—地方の権限関係という統合のネットワークの観点から見れば、国家に権限が再集中した時代であった。

しかし、この時期の西欧政治は、各国の国内において、政治・経済システムの重要な質的変化を経験しつつあった。経済成長を前提とした戦後型福祉国家が次第に行き詰まり、また脱物質主義社会の到来は伝統的な政治的対立軸を変化させ「新しい政治」を各国に生み出し始めた。オランダでの「脱柱状化（Ontverzuiling）」（第5章参照）、ドイツでの緑の党（Die Grünen）の進出（第2章参照）などは、そうした「新しい政治」の例である。このような、国内政治・経済の変容が、60年代に均衡した統合ネットワークの再編成を促すのは80年代半ばになってからである。

欧州政治協力（EPC）に見られるように緩やかな「政府間主義」という「統合」の形態が選好された70年代は、EC拡大にとっては敷居の低い時代でもあった。1970年代後半になると、「南」への拡大が具体化してきた。ギリシャ、スペイン、ポルトガルの南欧諸国は、それぞれ軍部による独裁を経験した国であったが、第1次石油危機を迎える前の良好な経済パフォーマンスもプラスに作用し、民主化への移行を果たしていた。ECに対する貿易依存度の高まりという経済的な理由の他に、独裁政治への逆戻りを防止しようという政治的な動機も強く作用し、「南」への拡大が実現に向けて動き出した（ECへの正式加盟は、ギリシャが1981年、スペイン、ポルトガルが1986年となった。特に農産物問題をめぐり交渉が難航したためである。詳しくは第8章を参照）。

さらに、国際政治をその根底から覆すような巨大な地殻変動が生まれようとしていた。この時期、東欧諸国においても静かに変化が進行していた。デタント（緊張緩和）による東西交流の増大は、西側の消費社会の影響を限定的に

はあるが東側に浸透させることになった。また、公害・環境問題といった国境線が意味をもたない問題群に対する意識の高まりは、東西に分断されない「ヨーロッパ」の存在を意識させるものであった。

### 3 単一欧州市場から EU への飛躍 (1980 年代～)

#### ヨーロッパ統合の再活性化 (1979-89 年)

1980 年代前半、西欧は第 2 次石油危機後の構造不況に喘ぎ、また日米に比してハイテク技術開発の遅れを意識し始めた。これが、新たな「ヨーロッパの救済」へのダイナミズムをもたらした。1980 年代半ばからの「欧州再始動」には、構造的な高失業率に喘ぎ始めた欧州諸国の、域内市場の活性化を梃子に不況を克服し、かつ先端分野で雇用創出産業を生み出そうとする動機が一貫している。

1985 年 1 月に EC 委員長に就任したドロールは、そうした新たな「統合」への道筋をつけた。1985 年 6 月のミラノ欧州理事会において、共同市場完成の障害となっていた物理的、技術的および税制上という 3 分野の非関税障壁の除去を内容とする『域内市場白書』を提出し、同時に欧州先端技術研究開発 (EUREKA) 計画を打ち出した。

翌 86 年 2 月に調印された単一欧州議定書 (SEA) は、域内市場の活性化と加盟国共同の研究・開発 (R&D) 政策、さらに特定多数決制の導入によって共同体立法の迅速化を図ることをその骨子としていた。具体的には「ヒト、モノ、カネ、サービスの自由な移動が保証された域内国境のない領域」としての「単一欧州市場」を 1992 年末までに完成させるという期限を設定し、この期限内に加盟国内の関連法を整備することが目標とされた。

この「単一欧州市場」自体は、原理的には EEC 条約が定める「共同市場」と同じものに過ぎなかったが、その高い経済的効果を予測した「チェッキーニ報告」の影響もあって、「1992 年ブーム」が巻き起こりヨーロッパへの投資が増大した。1980 年代初頭までの欧州硬化症 (Eurosclerosis) の沈滞ムードは一掃され、経済統合によるヨーロッパの再活性化への期待が高まった。

ドロール EC 委員長は、この統合への追い風を巧みに利用し、さらに経済通

貨同盟 (EMU) を推進した。1989 年 4 月にドロールを議長とする専門家委員会は、EMU を 3 段階に分けて段階的に達成しようという最終報告書 (通称「ドロール報告」) を公表した。

その後の現実の経済通貨統合への動きは、多少の紆余曲折を経たものの、比較的順調に進んだ。1994 年 1 月には、欧州通貨機構 (EMI) がフランクフルトに設置された。1998 年 5 月には、11 カ国が経済収斂基準を達成したのとして、99 年 1 月から EMU 第 3 段階に参加することが決定された。

こうした EMU への順調な動きの背景には、欧州経済の一体化と金融のグローバル化が進展し、1980 年代初めごろから西欧各国が自国通貨をドイツ・マルクに「自主的に」連動させるようになっていたことがある。各国通貨当局は、ERM での変動幅を一定に抑えるためにブンデスバンク (Bundesbank: ドイツ連邦銀行) の金融政策に半強制的に追随せざるをえなくなっていた。この点をとらえ、EMU が推進されたのは、各国が通貨主権を超国家機関に移譲したのではなく、むしろブンデスバンクに事実上決定されていた金融政策について各国が応分の発言権を取り戻すためであった、という有力な指摘もある。

#### 冷戦終結後のヨーロッパ統合 (1989-2004 年)

1989 年のベルリンの壁崩壊とこれに続くドイツ統一は、統合ネットワークの再編の動きを加速化した。統一ドイツが独自行することのないようヨーロッパの枠組みにしっかりと結び付けようというヨーロッパ諸国の意図が、一気に超国家性を深化させる 1991 年 12 月のマーストリヒト条約を生んだ。

1990 年 2 月ごろから模索され、最終的にマーストリヒト首脳会議で合意された新条約の交渉に際しては、「F-word」(Federation「連邦化」という文言を条約中に含めるかどうか) をめぐる対立ばかりがメディアの耳目を引いたが、その陰でより本質的に重要な「神殿構造 (Temple)」(もしくは「列柱構造 (pillars)») 対「樹構造 (Tree)」という EU の基本骨格をめぐる対立が進行していた。「神殿構造」は、もともとは 1990 年 4 月に議長国ルクセンブルクが非公式文書で提案した EC、共通外交・安全保障、司法・内務の 3 本の柱からなるものである。これに対抗する構想が「樹構造」といわれるもので、別々の 3 本の柱ではなく、あたかも 1 本の樹の幹と枝との関係で EU の基本骨格を想定すべきであるとい

う見解であった。この「樹構造」は、全体として単一の共同体に統合されることを前提とするもので、「連邦化」を見据えた立場であった。

結局、加盟国間および EC 内部の対立と妥協を経て生まれた EU の基本骨格は、3本の柱をもつ「神殿構造」となった。第1の柱であるローマ条約以来の EC は高度に共同体化されている領域であり、これに対して第2の柱である共通外交・安全保障政策 (CFSP) および第3の柱である司法・内務協力 (JHA) については各加盟国の権限留保を認めて基本的には政府間協力にとどめるものであった。しかし、実際に生まれたマーストリヒト条約の「神殿構造」には、交渉時の紆余曲折を反映するかのようになり、甚だしく複雑な規定が含まれていた。また、長期的な目標をめぐる対立についての決着を避けつつ、「絶えずいっそう緊密化する連合 (an ever closer Union)」という曖昧な定義で「欧州連合 (European Union)」へ発展したことを宣言する文書であった。

ECSC 設立から EC へと続く一連の「統合」は、本来経済統合として構想されたものであった。EC の公式文書において「市民権」について言及されたのは、1975 年の「ティンデマンズ報告」が最初である。その後、1979 年の欧州議会選挙から直接選挙制が導入され、さらに欧州議会の権限を次第に強めるといったかたちで、その民主的コントロールを強める努力がなされた。だが、EC の正統性の究極の根拠は、閣僚理事会において決定権をもつ各国政府がそれぞれの国内で民主的な手続きにより選ばれているというところにあった。一国政治の正統性に比して EC の正統性は間接的なものにすぎず、また個々の政策の当否までは争えない包括委任的なものでもあった。

そうしたヨーロッパ統合の抱える「民主主義」の問題が一気にクローズアップされたのが、1992 年 6 月のデンマークによるマーストリヒト条約の批准否決であった。この「デンマーク・ショック」の後、ミッテラン仏大統領はあえて同条約の批准を国民投票に付した。同年 9 月の投票結果は、かろうじて賛成多数 (賛成 51%, 反対 49%) だったものの、エリート主導で展開してきたヨーロッパ統合がその民主的正統性に問題を内包していることを浮き彫りにした。こうして「民主主義の赤字 (democratic deficit)」は、その後の EU にとって難問として残った。また、EC から EU になってますます複雑化し、一般の市民にはほとんど理解できなくなった意思決定の過程は「透明性 (transparency)」の

問題提起を誘発することになった。

1993 年 5 月、デンマークにおいても、いくつかの付帯条件を得た後に 2 度目の国民投票でマーストリヒト条約が批准された。さらに、同年 11 月のドイツ連邦憲法裁判所での合憲判決により、加盟国すべての批准手続きが完了し、マーストリヒト条約が発効した。ただし、この連邦憲法裁判所の判決は、国家主権の根源性を認め、統合の成果に厳しい条件をつけたものであり、その政治的反響は小さくなかった。2 度の大戦を引き起こした「特有の途 (Sonderweg)」を歩むことへの警戒感から、戦後の (西) ドイツは「ヨーロッパ統合」を「国是」として推進してきた。いわば自らの存在をかけて統合を推進してきたドイツにおいてすら、EU への完全な主権委譲は何らプログラムされたものではない——これは、国家が消滅して EU に収斂する、というような単純なヨーロッパ統合の未来像をあらためて否定する象徴的な出来事でもあった。

ポスト冷戦期に入ってから、旧東側諸国は猛烈なスピードで「ヨーロッパ」への回帰をめざした。西欧の基準に自国の政治・経済体制を適合させるべく急速な民主化・市場経済化を推し進め、また NATO および EU への加盟を異口同音に最大の外交目標に掲げた。

そうした EU 拡大への動きと相まって、マーストリヒト条約を補完する政府間会議 (IGC) と基本条約の改正が続いた。EU 拡大にとまない、加盟申請国側のみならず、EU 側の改革も課題となったからである。欧州委員会の構成や特定多数決の加重票決数といった加盟国数の増加にとまって不可避となる機構改革をはじめ、農業政策や構造政策等の見直しが焦点となった。だが、アムステルダム条約 (1999 年発効) やニース条約 (2003 年発効) は、本質的には「見直し」が必要とされていた問題点を先送りにした内容のものであり、本格的な条約見直しには欧州憲法条約 (2004 年 6 月調印) を待たなければならなかった。

1999 年 1 月には EMU の第 3 段階 (最終段階) への移行によって、欧州中央銀行 (ECB) による統一通貨政策と単一通貨ユーロ (Euro) が導入された。ユーロ導入の直前まで、エコノミストを中心に、その実現に懐疑的な見方をする者も少なくなかった。だが、現実に通貨統合が抱える問題が危機的に顕在化するまでの約 10 年間は、意外なほど順調な歩みを続けた。2002 年 1 月には紙幣・硬貨の流通が開始され、欧州経済の一体感も現実の重みとして実感される



こととなった。

#### 4 再編期のヨーロッパ統合？（2005年～現在）

2004年5月の第5次EU拡大によって中東欧諸国の大半がEUに加盟し、ヨーロッパ統合における旧東側諸国の「吸収合併」が一応の完成を見た（その後、ブルガリアとルーマニアが遅れて2007年1月に加盟し、現在の27カ国体制となった）。世界の政治・経済上で重みを増した2004年のEUには「多幸症（Euphoria）」という表現すら用いられることもしばしばであった。

そのわずか1年後にEUをめぐる状況は暗転する。2005年5月から6月にかけて欧州憲法条約の批准がフランスとオランダの国民投票で否決されたことにより、拡大EUの見通しは一気に不透明なものとなった。欧州憲法条約の実質のほとんどはリスボン条約（2009年12月発効）に受け継がれたものの、EUは停滞期に入り、ヨーロッパ統合が一面的・単線的に発展する可能性は当分の間、閉ざされたようである。

さらに、ユーロを中心とするヨーロッパ経済体制も動揺している。ポルトガル、イタリア、ギリシャ、スペインの南欧4カ国にアイルランドを加えてPIIGSという侮蔑的な頭字語で呼ばれることもある国々は、2008年9月のリーマン・ショック以降に一気にその財政危機の深刻度を増した。単一通貨導入によって独自の金融政策を放棄したユーロ圏では、国ごとに異なる経済情勢に対処するには財政政策しか手段がなく、PIIGSの国々は「安定・成長協定」（財政赤字が対GDP 3%を超えた場合に罰則を適用など）の条件を満たしつつ経済情勢に対処することが非常に難しくなっている。特に、2009年10月の政権交代でカラマンリス前政権の財政赤字の粉飾が暴露されたギリシャをめぐる危機的状況は、ユーロ圏ひいては世界経済を揺るがす事態となっており、EUとしてギリシャに対して支援を行うに至っている。

こうした事態はヨーロッパにとって必ずしもマイナスばかりではなく、むしろ従来の西欧中心、経済中心の「統合」のあり方を再検討する好機であるかもしれない。また、「多様性の中の統一」を模索してきた中東欧地域の経験は、「規制の帝国」という評価すら見られる現在のEUのあり方を、批判的に照射

する視点を提供することだろう。拡大によって大きく広がった内部の格差をゆっくりと解消し、EUが「再始動」する日もいずれはくるかもしれない。

グローバル化の進展の中で、「統合」という形態によって現代的な統治のあり方（ガバナンス）をヨーロッパは今なお模索している。その試みが、試行錯誤を重ねながらいっそう豊かなものとなれば、アジアをはじめ他の地域の「統合」の試みにも有益な経験を提供してくれるに違いない。



さらに読み進む人のために——

遠藤乾編、2008年『原典ヨーロッパ統合史——史料と解説』名古屋大学出版会。

遠藤乾編、2008年『ヨーロッパ統合史』名古屋大学出版会。

\*前者は、政治・経済、軍事・安全保障、規範・社会イメージにわたる複合的なヨーロッパ統合の形成過程を、膨大な原典から精選した史料集。ヨーロッパ統合史を見る際の最もスタンダードな著作である。後者は、史料集を編集した研究会による通史。

谷川稔編、2003年『歴史としてのヨーロッパ・アイデンティティ』山川出版社。

\*古代から現代までの西洋史の蓄積の延長上で、境界域の記憶を手がかりにヨーロッパの自己認識を検証し、ヨーロッパ統合を見直す試み。

廣田功・森建資編、1998年『戦後再建期のヨーロッパ経済——復興から統合へ』

日本経済評論社。

\*経済史の観点から、ヨーロッパ統合の展開をたどった本格的な研究。

ケルブレ、ハルトムート／雨宮昭彦ほか訳、1997年『ひとつのヨーロッパへの道——その社会史的考察』日本経済評論社。

\*社会史の観点から、第二次大戦後のヨーロッパ社会の質的な変化を検証した金字塔的な著作。